

環境省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

1. 趣旨

(1) 現行制度の概要

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条においては、他の法令の規定により書面等により行うこととしている申請等については、電子情報処理組織を使用し、又は電磁的記録により行うこと（以下「オンライン手続」という。）が認められている。

環境省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年環境省令第7号。以下「施行規則」という。）は、環境省所管法令に係る行政手続等におけるオンライン手続について規定しているところである。

(2) 改正の趣旨及び必要性

国においては、国民、企業等による国の行政手続等における電子政府の利用（以下単に「電子政府の利用」という。）が進んでいないことを踏まえ、これまでの電子政府の利用の促進に向けた取組を抜本的に見直し、オンライン手続のメリットを拡大させ、使いやすさを向上させるための措置を講ずることで電子政府の利用を飛躍的に拡大させるため、政府全体の行動計画として「オンライン利用拡大行動計画」（平成20年9月IT戦略本部決定）を策定したところであり、本行動計画においては、オンライン手続の利便性を向上させるための重点的な取組として、添付書類の削減及び本人確認方法の見直しに関する方策が掲げられている。

以上より、今般、施行規則第3条に規定するオンライン手続による申請等の具体的な方法について、オンライン利用拡大行動計画に則った措置を講じるものである。

2. 改正案の概要

(1) 行政機関等が発行する証明書や申請者等以外の私人が作成する権利義務関係や事実証明に関する文書等の一定の書面については、オンライン手続によらず、書面等を提出することを求めていたところであるが、今回、当該証明書等であってもオンライン手続の受付を可能とする。

(2) 申請者本人の確認方法の見直し

申請者本人を明らかにする措置の多様化を図るために、識別番号及び暗証番号の入力を求める場合における手続を以下のように定める。

- ① 識別番号及び暗証番号の入力が必要な申請等を行う場合は、申請者は、氏名又は名称その他必要な事項を行政機関等が指定する方法により届け出るものとする。ただし、行政機関等から既に識別番号及び暗証番号の通知を受けている場合は、この限りでない。
- ② ①により申請者から届出があった場合は、行政機関等は申請者に対して、申請等に必要な識別番号及び暗証番号を通知する。

- ③ ②により識別番号又は暗証番号の通知を受けた申請者は、①により届出をした申請者に係る情報に変更があった場合、暗証番号を変更する場合、識別番号及び暗証番号の使用を廃止する場合は、遅滞なく行政機関等に届ける。
- ④ ③により申請者から暗証番号の変更の届出があった場合は、行政機関等は申請者に対して、新たな暗証番号を通知する。

(3) 申請等について他の法令の規定により署名等を行うこととしているものにおいて、当該署名の代替措置として、識別番号及び暗証番号を入力して申請等を行う場合を追加する。

(4) 添付書類（書面等）の省略

オンライン利用拡大行動計画には、添付書類の削減に関する方策として、添付書類の削減及び書面等の省略が掲げられていることを踏まえ、以下の措置を講じる。

- ① 施行規則第3条第3項の電子証明書を申請等と合わせて送信する場合において省略することができる書類の整備
 - ア) 申請者が法人の場合は、当該申請者に係る登記事項証明書（名称、所在地、代表者の氏名又は資格を確認するために添付を求める書類）
 - イ) 申請者が個人の場合は、当該申請者に係る住民票の写し又は印鑑証明書（申請者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求める書類）
- ② 申請等で必要となる地図（尺度5万分の1の地形図、2万5千分の1の地形図、尺度指定のない位置図等）について、行政機関等が指定する地理情報システム（国土地理院が提供する「電子申請用添付地図作成支援・確認サービス」を想定）を使用して作成した地理情報を送信する場合、申請等で必要となる地図（尺度5万分の1の地形図、2万5千分の1の地形図、尺度指定のない位置図等）に表示すべき位置情報

3. 今後の予定

公布日：平成22年10月1日

施行日：平成23年4月1日。ただし、2の(2)の措置については、識別番号及び暗証番号の入力に係るシステム対応を踏まえて平成23年11月1日とする。